

## 都市計画法施行規則第60条による適合証明書の交付について

都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為又は建築に関する証明書（「適合証明書」という）の交付は、証明書交付申請書（市規制規則様式第25号）のほか、下記の図書を添付して申請してください。申請の際は、正本、副本各1部提出してください。

適合証明書は、建築確認済証の交付を受けようとする者（若しくはその代理者）に交付するものです。そのため、融資や不動産鑑定等の目的では交付できませんのでご注意ください。

番号	提出図書	備考
1	申請書	市規制規則様式第25号
2	確認申請書	第一面～第五面の写し
3	委任状	代理人の場合
4	都市計画図・位置図	(縮尺1/2,500)地図情報(まっぷdeたかさき)等
5	公図の写し	ネット可
6	土地の登記事項証明書	ネット可
7	求積図	
8	現況図	} まとめて記載しても可
9	土地利用計画図	
10	建物平面図	建築面積、延べ面積を記載
11	建物立面図	建物の最高の高さを記載
12	その他の添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発許可又は建築許可書</li> <li>    …都市計画法の許可若しくは確認済みの場合</li> <li>・ 都市計画法の適用除外が確認できる資料</li> <li>    …免許、証明書等</li> <li>・ 許可不要が判断できる資料</li> <li>    …法第42条、法第43条の許可不要の取り扱いとなる場合</li> </ul>

※ 設計図書等には、作成者の氏名を記載してください。

※ 証明書の交付には1週間～2週間程度かかります。

なお、法第29条若しくは法第42条の許可を得たものについては、開発登録簿の写しを交付いたします（有料。用紙1枚につき470円）。開発登録簿の写しは当日発行できますが、手数料の支払いの関係上、午後2時30分までに開発指導課へ来庁ください。